

岩手県政 150 周年記念事業 PR 業務

業務仕様書

令和 4 年 10 月

岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室

この「業務仕様書」（以下「仕様書という。」は、県が実施する「岩手県政 150 周年記念事業 PR 業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名及び数量

岩手県政 150 周年記念事業 PR 業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 予算額

3,694 千円以内（税込み）

2 委託業務内容等

(1) 背景及び目的

岩手県は、明治 5 年 1 月 8 日に「盛岡県」から「岩手県」に改称され令和 4 年 1 月に 150 周年となり、明治 9 年 5 月 25 日に現在の県域が確定し令和 8 年 5 月に 150 周年を迎える。

このことから、県では、令和 4 年度から令和 8 年度を「県政 150 周年記念期間」と位置づけ、岩手の歴史を振り返り、本県発展の基礎を築いてきた先人の偉業と努力に感謝し、ふるさと岩手に思いを寄せ、岩手の未来を展望するため「岩手県政 150 周年記念事業」を実施する。

本業務は、岩手県政 150 周年記念事業を広く県民に周知し理解を深めるため、WEB サイトの構築及びパネル・ポスター制作の業務を委託するものである。

(2) 業務概要

ア WEB サイトの構築、運用及び操作マニュアルの作成

(ア) (4) の機能を備えた WEB サイトを構築すること。

(イ) 職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできる、分かりやすい内容のマニュアルを作成すること。

イ 展示パネルの制作

原稿・レイアウトを含め岩手県の歴史・産業史を紹介する展示パネルを企画・制作すること。

ウ ポスターの制作

岩手県政 150 周年記念事業を効果的にアピールする視認性の高いデザイン等により、見た人が興味や関心を持ち、認知度が向上するようなポスターを制作すること。

(3) 委託期間

契約の日から令和 5 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 業務内容

ア WEB サイトの構築、運用及び操作マニュアルの作成

「2 (1) 背景及び目的」を踏まえ、以下の機能を備えた WEB サイトを構築、公開すること。
公開後の更新、運用及び保守を適切に行うこと。

なお、想定する機能は以下に示すとおりであるが、より効果の高い提案については評価の対象とする。

(ア) 想定するサイト構成（案）及びタイトル（案）は別表1のとおり。

なお、これらは、県と協議の上、変更することができる。

(イ) サーバーは、受託者が用意すること。サーバーの契約料、利用料等の必要な経費は委託金額に含まれる。

(ウ) 職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできるシステム（コンテンツ管理システム）とすること。

(エ) サイト全体として統一性あるデザインとすること。

(オ) ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること（JIS X8341-3:2016 のレベル AA に準拠するように努めること。）

(カ) PCのほか、タブレット、スマートフォン等での閲覧に配慮したレスポンシブウェブデザインとすること。

(キ) 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンの最適化を講じること（SEO対策）。

(ク) 双方向性や情報拡散性などの特徴を持つSNSとの連携機能を搭載すること。

なお、詳細については、県と協議のうえ決定のこと。

(ケ) 訪問者数や閲覧デバイス（PC、タブレット、スマートフォン）等のアクセス分析機能を搭載すること。また、分析情報を随時確認できるようにすること。

(コ) 職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできる分かりやすい内容のマニュアルを作成すること（専門用語を平易な用語に置き換える等の工夫を凝らすこと。）。

(サ) サイトの公開は、発注者と協議の上、令和5年1月23日までに、トップページ等をプレオープンすること。その後、令和5年2月28日までにフルオープンすること。

(シ) 素材の収集、権利関係に係る手続き等は、原則として受託者が行うものとするが、必要に応じ、県が提供する。

イ パネルの制作

(ア) 内容

本県の歴史について、「岩手県政 150 周年記念期間」である5年間を見据え、産業等別（構成案は別表2のとおり）にテーマを設定し、見る人の興味・関心を引くような内容として紹介すること。なお、写真等を用いて分かりやすく伝える工夫をすること。

(イ) 規格・数量

a サイズ：A1判/縦型/片面フルカラー、カラー4色以上

b 作成部数：産業毎に1枚ずつ、計10枚程度を2セット納品すること

c パネルは、フレームに格納のうえ、納品すること

d パネルを立てかけるイーゼルを、10台納品すること。

e 詳細については、県及び受託者で協議の上、決定するもの。

(ウ) パネルに掲載する素材の収集、権利関係に係る手続き等は、原則として受託者が行うものとするが、必要に応じ、県が提供する。

ウ ポスターの制作

(ア) 内容

上記「2 (1)背景及び目的」に沿った内容で、見た人が岩手県政 150 周年事業に興味や関心を持つなど認知度の向上につながるデザインとすること。なお、事業名称である「岩手県政 150 周年記念事業」という文字を入れること。

(イ) 規格、数量

- a サイズ：B2判、カラー4色以上
- b 作成部数：1,000枚（デザイン込）
- c 詳細については、県及び受託者で協議の上、決定するもの。

(ウ) ポスターに掲載する素材の収集、権利関係に係る手続き等は、原則として受託者が行うものとするが、必要に応じ、県が提供する。

(5) 納期及び成果物

ア WEBサイトの構築、運用及び操作マニュアルの作成

(ア) 納期

プレオープン 令和5年1月23日（月）までに開設

フルオープン 令和5年2月28日（火）までに開設

(イ) 成果物

- a 実施報告書 紙媒体1式
- b 実行プログラム 一式（開設するWEBサイトそのもの）
- c WEBサイト設計書 電子媒体1部、紙媒体1部
 - ・サイト構成図
 - ・基本仕様書（データ構造、画面偏移等）
 - ・ファイル一覧（ディレクトリマップ）
 - ・その他システム設計に関連するドキュメント等
- d WEBサイトの操作マニュアル
電磁媒体1部、紙媒体1部
- e その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料 一式

イ パネルの制作

(ア) 納期

令和5年2月15日（水）

(イ) 成果物

- a 展示パネル 一式
- b パネルデータ 一式

ウ ポスターの制作

(ア) 納期

令和5年1月23日（月）

- (イ) 成果物
 - a ポスター 一式
 - b ポスターデータ 一式

(6) 納品場所

岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室企画担当

(7) 検収

- ア 受託者は、成果物等について、納品期日までに県に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託に関する事項

ア 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (ア) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (イ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (ウ) 受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (エ) 再委託先における情報セキュリティ確保については受託者の責任とする。

イ 承認手続

- (ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を県に提出し、あらかじめ承認を得ること。
- (イ) 再委託先の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を県に提出し、承認を受けること。
- (ウ) 前項による再委託先の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

ウ 再委託先の契約違反等

再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、再委託を受けた者について、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(3) 契約不適合責任

ア 検収完了後、契約の成果物に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

イ アの場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

ウ 受託者がア及びイに定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、県が当該不適合契約を知った時から1年以内に県から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(4) 知的財産権の帰属

ア 本業務に係る作業過程において作成した成果物は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

イ パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権人格権を行使又は主張しないものとする。

エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。

オ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作物を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 機密保持

ア 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(ア) 県から取得した時点で、既に公知であるもの。

(イ) 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの。

(エ) 県から秘密でないとして指定されたもの。

(オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの。

イ 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場から持ち出し、或いは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した場合においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

エ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に県に返却するものとする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

4 その他

- (1) 受託者は、初期段階で企画・構成イメージを県と十分にすり合わせした上で着手するなど、本事業の執行に当たって、随時、県と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。

【別表1】 サイト構成（案）及びタイトル（案）

	構 成		内 容	備 考	
トップページ	150周年記念事業		概要、イベント情報	令和5年1月公開	
	いわての歩み 150 (産業等別)	岩手県の概要	いわて 150年の歩み紹介 (文書、写真、動画など)		令和5年2月公開
		出来事一般			
		行政・議会関係			
		経済関係			
		農業関係			
		林業関係			
		水産業関係			
文化・スポーツ関係					
教育関係					
	医療・福祉関係				
	岩手ゆかりの著名人からのメッセージ		岩手ゆかりの著名人からのメッセージの紹介	//	
	ロゴマーク		ロゴマーク紹介、使用	//	
	新着情報		新着情報	//	
	関連リンク		関係課等HPリンク	//	

【別表2】 パネル制作（構成案）

構 成 案	
いわての歩み 150 (産業等別)	岩手県の概要
	出来事一般
	行政・議会関係
	経済関係
	農業関係
	林業関係
	水産業関係
	文化・スポーツ関係
	教育関係
医療・福祉関係	